

## 第3章

# 様々な人権問題に共通する 施策の推進

## 第3章 様々な人権問題に共通する施策の推進

人権が尊重され、偏見や差別のない自由で平等な社会を実現するため、様々な人権問題に共通する施策として、一人ひとりが、人権意識を高め、人権問題の本質を正しく理解することにより、差別をなくす意欲と実践力が高められるよう、①人権教育、②人権啓発、③相談支援を施策の基本的な柱として推進します。

### 1 人権教育の推進

人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動です。

「人権教育の推進についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン」に沿って、人権が日常の暮らしに根付くために、学校、家庭、地域などの様々な場において、あらゆる人を対象に人権教育の取組を進めます。

具体的な取組として、「自らを大切な存在として捉えているか(自己実現の視点)」、「他者を大切な存在として捉えているか(共生の視点)」、「つながりを築き深められているか(人間関係づくりの視点)」を基本的な視点とし、以下の7つの取組を推進します。

#### (1)一人ひとりが大切にされる「場」づくりの推進

自分の大切さとともに、他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境づくりを、あらゆる教育の場で推進します。

#### (2)教育の機会均等の保障

教育の機会均等を保障し、一人ひとりがもつ可能性を伸ばすとともに、自己実現を目指すことができる能力を育成します。

#### (3)「人」「権利」についての学習の推進

人権についての理解を深める学習を進め、自分の権利だけでなく他の人の権利もともに守り、お互いをかけがえのない存在として尊重していく技能や態度をはぐくみます。

#### (4)様々な人権問題についての学習の推進

豊かな人権感覚を育成するとともに、人権問題についての確かな見方や考え方を育てる指導の充実を図ります。

#### (5)対話・交流を通じた相互理解の促進

様々な人々や文化との出会いを大切にし、開かれた対話と交流を通して積極的に相互理解を図ろうとする態度をはぐくみます。

#### (6)生涯にわたる学習を通じた包摂の社会づくりの推進

生涯にわたる学習を通して、社会の向上のために創造的に取り組み、協働できる人間づくりを目指します。

#### (7)資料等の充実、学校・家庭・地域の連携の促進

人権教育資料等の充実を図るとともに、学校、家庭、地域の連携を大切にし、計画的・組織的な取り組みを行います。

## 2 人権啓発の推進

### (1) 県民に対する幅広い啓発

一人ひとりが、さまざまな人権問題に関する正しい知識を習得し、人権を自分自身の問題としてとらえ、その解決に向けて人権尊重の意識が態度や行動として日常生活のなかに現れるよう、様々な場や機会を通じて、幅広く啓発活動を推進します。

#### ①効果的な啓発活動

県民の興味や関心を的確に捉え、身近な課題を取り上げるなど、県民が自分の問題として受け止め、実際の行動に結びつくものとなるよう、参加・体験型の啓発を行うなど、わかりやすく効果的な啓発活動を行います。

#### ②多様な広報媒体等を活用した啓発

人権意識を高めるために、テレビ・ラジオ、新聞などのマスメディアによる啓発、冊子やポスター、情報誌、ホームページ、会議や講演会など、多様なツールや機会を活用して啓発活動を展開します。

### (2) 企業等への啓発

企業等がその社会的責任を自覚し、公正な採用を行うとともに、企業内において、人権が尊重される職場づくりが進むよう、計画的な研修会を実施するほか、労働局や経済団体等と連携し、就労の機会均等の確保、ハラスメントの防止にかかる取組が充実するよう支援に努めます。

### (3) 人権に特に関わりが深い職業従事者に対する啓発

公務員、教職員等の人権に特に関わりが深い職業従事者に対しては、人権尊重社会を実現する責務の保持者であるため、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより充実します。

#### ①公務員

公務員は、全体の奉仕者としての自覚と使命感を持ち、常に基本的人権の尊重を行政施策を通じて具体化するという職責を担っています。職員一人ひとりが、部落差別などさまざまな人権問題に対する正しい理解と知識を深め、自らの問題として、それぞれの分野において人権問題の解決に積極的に取り組む姿勢と実践力を高めることが重要です。

このため、新規採用職員や監督者等を対象とした研修や、女性、子ども、高齢者、障害者等社会的に弱い立場にある人と接する業務に携わる職員の職務内容に応じた研修の充実を努めます。また、各種研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修などの各種研修の充実を図ります。

#### ②教職員

教職員は、子どもの成長や発達に大きな影響を与える立場にあり、その資質や能力は重要な教育諸条件の一つであるため、教職員自身の資質の向上を図る研修はもちろん、子どもの発達段階に即した学習を展開するための教材の開発や指導技術の向上についての研修を推進します。

人権に関する今日的な教育課題は多様化しており、それらに対する認識を常に深めていく必要があるため、管理職を対象にした研修、各校の人権教育推進担当教員を対象にした研修、すべての教職員を対象にした研修などを、研修目的を明確にしたうえで創意工夫のもと実施し、その成果が教育実践に効果的に生かされるよう努めます。

また、各校・園（所）に対して、自主研修、組織的・継続的な研修の実施を促すとともに、関係機関・団体が実施する研修、PTA活動や地域社会の行うイベントへの参加等、多様な研修機会を活用するよう指導・助言します。

さらに、研究発表会の実施や指導資料を活用した授業の公開等により、研修の成果を県内に広め、その共有化を図ります。

### ③警察職員

警察は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持という責務を遂行するため、犯罪行為を行おうとする者に対し実力を行使して強制的に阻止するなど、法律に定められた範囲内で国民の権利・自由を制限する活動を行うことが必要な場合があります。

このため、被疑者・被害者、関係者の人権に配慮した職務執行が行えるよう警察学校及び職場において、人権感覚をさらに深める教養に努めます。

### ④医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、その他医療技術者等、あらゆる医療・保健関係者は、人々の健康と生命を守ることを使命としており、業務の遂行にあたっては、個人情報の保護やインフォームド・コンセント（患者に対する十分な説明と同意）の確立等、患者や要介護者の人権を尊重した行動が求められています。

そのため、患者や家族と接する機会が多い職員や病院ボランティア等を含む医療・保健機関に従事するすべての者が、人権の重要性をさらに認識し、患者の立場に立った適切な処遇を図ることができるよう、採用時の研修や職場研修などにおいて、人権意識の高揚に努めます。

また、インフォームド・コンセントの徹底に努め、患者等の立場に立った処遇が施されるよう、関係機関・団体等に対し、医師・看護師等医療関係者に対する研修等の充実について働きかけます。

### ⑤福祉関係者

福祉担当行政職員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員その他社会福祉事業従事者、また、新たに福祉分野に進出した福祉関連企業は、日常的に子どもや高齢者、障害者等、さまざまな人々の生活相談や自立に向けた助言・介助などに携わっており、人権尊重の理念の上に立った専門性を高めるとともに、職務上知り得た個人情報の守秘はもちろんその行動において、人権意識に立脚した判断が求められています。

そのため、それぞれの専門的研修の中に同和問題や高齢者、障害者等の人権に関するカリキュラムを組み入れるとともに、各種研修会の内容をさらに充実させることにより、福祉関係者の人権意識の一層の高揚を図ります。

また市町村や社会福祉法人、福祉関係企業において、社会福祉にかかわる業務に従事する者に対しては、各職場での人権教育が実施されるよう、指導・助言に努めます。

### ⑥消防職員

消防職員の業務は、救急業務、救助活動など、住民の生命、身体及び財産を守るとともに、火災、地震等の災害による被害を軽減することにより、社会の安寧秩序を保持し、公共の福祉の増進に努めることを職務としています。

このため、消防学校、消防（局）本部、消防署等の各所属において人権に関する正しい理解と知識を深めるための研修の充実にも努めます。

### 3 相談・支援の充実

県民が、人権に関する様々な問題に直面したときに、一人で悩むことのないよう、当事者の立場に立ったきめ細やかな相談活動のできる体制を強化します。また、人権侵害による被害者支援・救済のための一時保護や自立支援等の取組の充実を図るとともに、人権救済に関する実効性のある法制度の早期確立を引き続き国に要望します。

#### (1)相談機関の充実

誰もがいつでも気軽に安心して相談できるように、相談者の立場に立ったプライバシーの保護、相談時間や方法などを十分考慮するとともに、相談者のニーズに的確に対応できるよう専門的知識や経験を有する専門相談員や臨床心理士による相談・支援を実施します。

また、各相談機関が人権に関する様々な相談について適切に対応できるよう、各相談機関の相談員を対象に研修会・交流会を行い、相談員の能力の向上を図ります。

さらに、様々な機会や広報媒体を活用して、より一層積極的に相談窓口及びその活動内容等の広報に努めるとともに、あらゆる相談・支援にかかる制度や施策に関する情報の提供に努めます。

#### (2)相談機関相互の連携強化

複雑・多様化する相談に総合的に対応するため、県の関係機関をはじめ、国、市町村、NPO等の相談・支援機関の連携強化を図り、相談内容に応じた的確な相談・支援を行うなど相談機能の充実を図ります。

#### (3)保護・自立支援

DVや児童、高齢者、障害のある人への虐待等の人権侵害に対しては、緊急時に対応している一時保護や就労生活支援などの自立支援の取組を充実させます。

#### (4)人権救済等に関する法制度の確立に向けた働きかけ

人権侵害による被害者の救済については、奈良地方法務局及び人権擁護委員、裁判制度のほか、必要に応じて様々な関係機関が連携し対応していますが、既存の救済制度だけでは、迅速、柔軟、簡易に対応するには限界があります。このため、新たな実効性のある人権救済に関する法制度の確立を引き続き国に要望します。